

諮問日：令和5年9月4日（令和5年度（情）諮問第26号）

答申日：令和6年2月22日（令和5年度（情）答申第40号）

件名：大阪高等裁判所における特定の裁判官が退官した際の文書の不開示判断  
（特定不能）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

特定の裁判官が退官した際の司法行政文書一切（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官が、開示を求める司法行政文書を特定することができないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官が令和5年5月30日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

大阪高等裁判所が指定した期日付けで補正を行ったにもかかわらず、期日までに補正が行われなかったものとして取り扱われた。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 開示申出書の内容では、開示を求める司法行政文書を特定することができなかった。そのため、大阪高等裁判所は、苦情申出人に対し、開示を求める司法行政文書の名称や、苦情申出人が知りたい事項の概要等を具体的に記載するよう求める内容の令和5年5月10日付け「開示の申出に係る補正について（依頼）」と題する書面（以下「補正依頼書」という。）により開示を求める司法行政文書を特定するよう補正を求めたが、期限までに補正がされず、開示を求

める司法行政文書が特定できないものとして、不開示の判断を行った。

- 2 苦情申出人は、大阪高等裁判所が指定した期日付けで補正を行ったにもかかわらず、期日までに補正が行われなかったものとして取り扱われた旨主張するが、補正依頼書には、提出期限までに大阪高等裁判所事務局総務課文書第二係宛てに提出するよう記載しているところ、苦情申出人から同係に補正書が提出されたのは、不開示通知書発出後の令和5年6月5日であり、提出期限までに補正はされなかった。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年9月4日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 令和6年1月19日 審議
- ④ 同年2月16日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示の申出の特定に関する経緯として、大阪高等裁判所が、本件開示申出書からは開示を求める司法行政文書を特定することができなかつたために、苦情申出人に対し、補正依頼書により開示を求める司法行政文書を特定できるような記載をした書面の提出を求めたが、期限までに補正がされなかつたため、開示を求める司法行政文書を特定するに至らなかつた旨説明する。本件開示申出書の記載内容及び本件開示申出文書に該当し得る文書の性質に照らして、大阪高等裁判所が本件開示申出文書を特定することができないと判断したことが不合理であるとはいえない。

苦情申出人は、大阪高等裁判所が指定した期日付けで補正を行ったにもかかわらず、期日までに補正が行われなかつたものとして取り扱われた旨主張するが、苦情申出人から大阪高等裁判所に対して補正書が提出されたのは、補正依頼書において指定された提出期限よりも後であったものと認められるから、主

張は理由がない。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書について開示を求める司法行政文書を特定できなかつたと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子